

(別紙) みなし許可（宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第2項又は第34条第2項）申請書類一覧表

必要書類		記載すべき事項
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要 (町様式第8号の2)	申請者、工事の概要等を記載
2	構造計算書	擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 (鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合)
3	地盤、崖面及び溪流等における盛土の安定計算書	土質試験等に基づく地盤の安定計算書、土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書 (溪流等において、高さ15mを超える盛土をする場合又は崖面を擁壁で覆わない場合)
4	設計者の資格証明書	以下のいずれかを添付すること。(高さが5mを超える擁壁の設置又は盛土・切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置の場合) ・実務経験証明書 ・卒業証明書、大学院に1年以上在学したことの証明書又は宅地造成技術講習会修了証書 ・資格証明書(技術士又は一級建築士)
5	現況写真	盛土・切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
6	排水施設の設計に係る書類	排水計算書、排水端末の接続許可を証する書類
7	位置図 1/10,000以上	方位、道路及び目標となる地物を記載
8	地形図 1/2,500以上	方位、土地の境界線を記載 ・等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
9	土地の平面図 1/2,500以上	方位、土地の境界線、盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置を記載 ・断面図を作成した箇所断面図と照合できるように記号を付すること ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること。
10	土地の断面図 1/2,500以上	盛土又は切土をする前後の地盤面 ・高低差の著しい箇所について作成すること
11	排水施設の平面図 1/500以上	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れ方向、吐口の位置、放流先の名称を記載 ・汚水、雨水を区別すること ・流量計算書及び流域図を添付すること
12	崖の断面図 1/50以上	崖の高さ及び勾配、土質(土質の種類が2以上あるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前の地盤面、崖面の保護の方法を記載 ・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
13	擁壁の断面図 1/50以上	擁壁の寸法、勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎ぐいの位置、材料及び寸法を記載 ・コンクリート擁壁の場合は、構造計算書を添付すること。
14	擁壁の背面図 1/50以上	擁壁の高さ、水抜き穴の位置、材料及び内径、透水層の位置及び寸法を記載
15	崖面崩壊防止施設の断面図 1/50以上	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面
16	崖面崩壊防止施設の背面図 1/50以上	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜き穴の位置、材料及び内径、透水層の位置及び寸法を記載 ・水抜き穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること
17	擁壁展開図	基礎の寸法、擁壁の位置及び寸法を記載
18	求積図	許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積
19	誓約書、周知措置報告書	参考様式により作成し添付すること

(備考) 1 本表に掲げる書類の基準・内容等は「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の手引」を参照すること。

2 開発行為許可申請書一覧表

<盛土規制法のみなし許可に該当する開発行為の取扱い(主なもの)>

○盛土規制法に基づく手続

盛土規制法の規定により、中間検査や定期報告、完了後の保全義務等の対象となります。

○都市計画法第33条第1項第7号の基準への適合

都市計画法の規定により、盛土規制法の技術基準への適合が必要です。

○都市計画法第33条第1項第12号、第13号の適用拡大

都市計画法の規定により、自己居住用又は1ha未満の自己業務用であっても申請者の資力・信用及び工事施行者の能力の基準に適合が必要です。

○是正措置及び罰則の適用

都市計画法の是正措置と罰則のほか、盛土規制法の是正措置と罰則も適用されます。